

●お詫びと訂正

標記図書につき、以下の通り誤りがありましたので、お詫びのうえ訂正いたします。 [破線は変更箇所]

頁	訂正箇所	誤	正
162	下から13～4行目	(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下(1)において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数 <u>のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合</u> について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。	(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
567	下から9行目	(平12.2.29 厚生省告示第54号)	(令3.3.15 厚生労働省告示第74号)

●追補①

標記図書につき、以下の官報正誤・訂正通知・事務連絡により、追補します。

※法令・通知の「Ⅶ 介護扶助」「Ⅷ 介護予防・日常生活支援総合事業」の改正は本追補の対象外です。

- 令和6年6月20日 「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第3版）」の送付について（厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）【介護保険最新情報 Vol.1277】
- 令和6年7月2日 令和6年度介護報酬改定関連通知の正誤等について（厚生労働省老健局高齢者支援課／認知症施策・地域介護推進課／老人保健課事務連絡）【介護保険最新情報 Vol.1285】
- 令和6年7月9日 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.8）（令和6年7月9日）」の送付について（厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）【介護保険最新情報 Vol.1290】
- 令和6年7月29日 官報正誤

[破線は変更箇所]

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
550	【次頁に以下のQ&Aを加える。※Web掲載分①「令和6年度報酬改定Q&A（Vol.7）」追加済。】		<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">令和6年度報酬改定Q & A（Vol.8）</h2> <p style="margin: 5px 0;">〔訪問リハビリテーション，介護予防訪問リハビリテーション〕</p> <p style="margin: 5px 0; background-color: black; color: white; padding: 5px;">事業所の医師が診療せず、「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療した場合の減算（診療未実施減算）</p> </div>

問1 別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている利用者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から50単位を減じた上で訪問リハビリテーション料等を算定できることとされている。この「適切な研修の修了等」に、日本医師会の「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位を取得した場合は含まれるか。

含まれる。なお、別の医療機関の医師が応用研修のすべての単位を取得している必要はなく、日医かかりつけ医機能研修制度の応用研修会プログラムのうち、該当プログラム(※)を含んだ上で、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供を行う日が属する月から前36月の間に合計6単位以上を取得していること、または、令和7年3月31日までに取得する予定であることが必要。

(※) 応用研修における該当プログラム

日医かかりつけ医機能研修制度

令和6年度(応用研修の詳細は、日医かかりつけ医機能研修制度を確認すること)

(日本医師会ホームページへ)

・リハビリテーションにおける医療と介護の連携

令和5年度

・介護保険制度における医療提供と生活期リハビリテーション

・口腔・栄養・リハビリテーションの多職種協働による一体的取組

令和4年度

・フレイル予防・対策

・地域リハビリテーション

令和3年度

・かかりつけ医に必要な生活期リハビリテーションの実践

・リハビリテーションと栄養管理・摂食嚥下障害

・在宅リハビリテーション症例



(参考) 日医かかりつけ医機能研修制度の応用研修会プログラムは、各年度全6単位が基本的に1日の研修で実施されている。

なお、令和6年度介護報酬改定において、適用猶予措置期間中であっても、当該事業所の従業者は、計画的な医学的管理を行っている医師の適切な研修の修了等の有無を確認し、訪問リハビリテーション計画書に記載することが義務づけられている。ついては、別の医療機関の医師は、当該利用者に関する情報提供をする際には、「適切な研修の修了等」の有無についても、訪問リハビリテーション事業所の求めに応じて伝達する必要がある。

また診療未実施減算の適用猶予措置期間は、令和9年3月31日までであることに留意すること。

(参考)「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.14) (令和5年7月4日)」問1 [→本書76頁・Q4]を一部修正した。

556 ~ 557 **[問1-18の次に以下のQ&Aを加える。]**

問1-19 令和5年度の実績報告書の「加算以外の部分で賃金総額を下げないことについて」の記入欄において、「本年度の賃金の総額」欄には、令和5年度分(令和6年2月・3月分)の補助金による賃金改善の額を含めた金額を記載するのか。

・ 令和5年度の実績報告書別紙様式3-1 2(3)「加算以外の部分で賃金総額を下げないことについて」の記入欄において、令和5年度と令和6年度の賃金額を適切に比較するため、同①(ア)「本年度の賃金の総額」欄には、令和5年度分(令和6年2月・3月分)の補助金を原資とする賃金改善額を含めない賃金の総額を記載すること。

664 左段下から15~14行目

と読み替え

と、同号イ(4)(-)並びにロ(1)(二)及び(2)(二)中「栄養改善加算」とあるのは「栄養改善加算若し

			くは一体的サービス提供加算」と、同号イ(4)(二)並びにロ(1)(三)及び(2)(三)中「口腔機能向上加算」とあるのは「口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算」と読み替え
692	左段下から3行目	本文に規定する	本文
876	左段下から7～5行目	施設サービスにおいて科学的介護推進体制加算(Ⅱ)を算定する場合は、上記に加えて「総論」の診断名・服薬情報についても提出すること。	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護老人福祉施設において科学的介護推進体制加算(Ⅱ)を算定する場合は、施設サービスにおける科学的介護推進体制加算(Ⅰ)における提出情報に加えて「総論」の診断名についても提出すること。介護老人保健施設及び介護医療院において科学的介護推進体制加算(Ⅱ)を算定する場合は、施設サービスにおける科学的介護推進体制加算(Ⅰ)における提出情報に加えて「総論」の診断名・服薬情報についても提出すること。

●追補②(※令和7年4月1日適用)

標記図書につき、以下の改正通知により、追補します。

●令和6年7月4日「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について(老認発0704第1号)【介護保険最新情報 Vol. 1286】

[破線は変更箇所]

頁	改正箇所	改正前	改正後
769	上から4～5行目	【最終改正：令6.3.15 老高発0315第1号・老認発0315第1号・老老発0315第1号：別紙24 介護保険最新情報 Vol. 1213】	【最終改正：令6.7.4 老認発0704第1号：介護保険最新情報 Vol. 1286】
770	上から4～5行目	(最終改正：令和6年3月15日 老高発0315第1号・老認発0315第1号・老老発0315第1号：別紙24 介護保険最新情報 Vol. 1213)	(最終改正：令和6年7月4日 老認発0704第1号 介護保険最新情報 Vol. 1286)
777	〔第6表〕の様式を本追補5頁の通り改める。〕		
777 ～ 778	前頁右段下から2～次頁左段上から4行目	⑭「保険者確認印」 利用者が自ら作成した居宅サービス計画に基づきサービス利用票を作成した場合に、その受付を行った市町村が確認印を押印する。ただし、居宅介護支援事業者が作成したサービス利用票を受け付けた場合は、押印する必要はない。	〔削除〕
778	頁内の項目番号の繰り上げ	⑮～⑳	⑭～㉑
778	〔右段上から14行目の次に以下のように追加。〕		
	⑳「用具名称(機種名)」 福祉用具貸与の場合、適用するサービスコードに対応する用具の名称(機種名)を記載する。		
	㉑「TAIS・届出コード」 福祉用具貸与の場合、公益財団法人テクノエイド協会が管理・運用する福祉用具情報システム(TAIS)上の管理コード、または福祉用具情報システム(TAIS)上の管理コードを取得していない商品の場合は福祉用具届出コードのいずれかを記載する。福祉用具貸与以外のサービスについては空欄とする。 例：00001-000010		
778	頁内の項目番号の繰り下げ	㉒～㉓	㉑～㉔
779	〔第7表〕の様式を本追補6頁の通り改める。〕		
780	左段上から13～14行目	㉒「サービス事業者事業所名」欄	㉑「サービス事業者事業所名」欄
780	左段上から22～23行目	㉑「サービス内容」欄	㉒「サービス内容」欄

780	〔左段上から 29 行目の次に以下のように追加。〕	
	<p>⑤「用具名称（機種名）」 福祉用具貸与の場合、第 6 表「サービス利用票」の②「用具名称（機種名）」欄から転記する。</p> <p>⑥「TAIS・届出コード」 福祉用具貸与の場合、第 6 表「サービス利用票」の③「TAIS・届出コード」欄から転記する。</p>	
780	頁内の項目番号の繰り下げ	⑤～⑩
780	左段下から 2 行目	⑧「回数」
780	左段下から 1 行目	③「予定」欄
780	右段上から 1 行目	⑤「合計回数」欄
781	頁内の項目番号の繰り下げ	⑩～⑭
796	右段上から 8～13 行目	⑭「保険者確認印」 利用者が自ら作成した居宅サービス計画に基づきサービス利用票を作成した場合に、その受付を行った市町村が確認印を押印する。ただし、居宅介護支援事業者が作成したサービス利用票を受け付けた場合は、押印する必要はない。
796	頁内の項目番号の繰り上げ	⑭～⑰
796	〔右段下から 4 行目の後に以下のように追加。〕	
	<p>⑲「用具名称（機種名）」 福祉用具貸与の場合、適用するサービスコードに対応する用具の名称（機種名）を記載する。</p> <p>⑳「TAIS・届出コード」 福祉用具貸与の場合、公益財団法人テクノエイド協会が管理・運用する福祉用具情報システム（TAIS）上の管理コード、または福祉用具情報システム（TAIS）上の管理コードを取得していない商品の場合は福祉用具届出コードのいずれかを記載する。福祉用具貸与以外のサービスについては空欄とする。 例:00001-000010</p>	
796	右段下から 3 行目	⑲「予定」
797	左段上から 2 行目	⑳「実績」
797	左段上から 5 行目	㉑「合計回数」
797	左段下から 26～25 行目	㉒「サービス事業者事業所名」欄
797	左段下から 17～16 行目	㉓「サービス内容」欄
797	〔左段下から 10 行目の後に以下のように追加。〕	
	<p>⑤「用具名称（機種名）」 福祉用具貸与の場合、第 6 表「サービス利用票」の②「用具名称（機種名）」欄から転記する。</p> <p>⑥「TAIS・届出コード」 福祉用具貸与の場合、第 6 表「サービス利用票」の③「TAIS・届出コード」欄から転記する。</p>	
797	頁内の項目番号の繰り下げ	⑤～⑩
797	右段上から 10 行目	③「予定」欄
797	右段上から 11 行目	⑤「合計回数」欄
798	頁内の項目番号の繰り上げ	⑩～⑭
800	右段上から 3 行目	⑧⑥

第6表

(別添1)

認定済・申請中

年 月 分 サービス利用票(兼居宅(介護予防)サービス計画)

居宅介護支援事業者⇒利用者

保険者番号		保険者名	居宅介護支援事業者事業所名 担当者名		作成年月日	年 月 日			
被保険者番号		フリガナ 被保険者氏名			届出年月日	年 月 日			
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	要介護状態区分	1 2 3 4 5	区分支給 限度基準額	単位/月	限度額 適用期間	年 月 から 前月まで の短期入 所利用日 数	年 月 日
			変更後 要介護状態区分 変更日	1 2 3 4 5 年 月 日					

提供時間帯	サービス内容	サービス事業者 事業所名	福祉用具貸与の場合のみ		月間サービス計画及び実績の記録																															合計 回数			
			用具名称 (機種名)	TAIS・届出コー ド	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		31		
					曜日																																		
					予定																																		
					実績																																		
					予定																																		
					実績																																		
					予定																																		
					実績																																		
					予定																																		
					実績																																		

					予定																																		
					実績																																		
					予定																																		
					実績																																		
					予定																																		
					実績																																		
					予定																																		
					実績																																		

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	福祉用具貸与の場合のみ		単位数	割引後		回数	サービス単位/金額	給付管理単位数	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険/事業対象分	給付率(%)	保険/事業費 請求額	定額利用者負担 単価金額	利用者負担 保険/事業対象分	利用者負担 (全額負担分)	
				用具名称 (機種名)	TAISコード・ 届出コード		率%	単位数															
										合計													

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度 基準額(単位)	合計単位数	種類支給限度基準 を超える単位数	サービス種類	種類支給限度 基準額(単位)	合計単位数	種類支給限度基準 を超える単位数
				合計			

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累積利用日数